

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議運営要領

〔令和 5 年 9 月 26 日
認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議議長決定〕

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議は、原則として、非公開とする。
2. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
3. 会議終了後、事務局において記者への説明を行い、議事内容を説明するものとする。
4. 会議の議事録を公表する。
5. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、副議長のうち、健康・医療戦略を担当する国務大臣が定める。